

令和8年度償却資産(固定資産税)の申告について

会社や個人で、工場、商店、賃貸住宅(アパート)などを経営し、その事業のために使用する資産(構築物、機械装置、工具・器具・備品等)を所有している方は、資産の多少・増減の有無にかかわらず、毎年1月1日(賦課期日)現在の償却資産の所有状況等を資産の所在する市町村長に申告することになっています。(地方税法第383条)

令和8年1月1日現在において、矢掛町内に土地や家屋以外の事業用の資産(償却資産)をお持ちの方は、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

* 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものが該当します。

ただし、特許権、営業権等の無形減価償却資産や、自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

<償却資産の具体例(種類別)>

資産種類	課税の対象となる資産(例)
構築物	構築物 構内舗装、駐車場舗装、門、塀、側溝、屋外排水溝、井戸、フェンス、庭園、緑化施設、擁壁(土留め)、外構工事、看板(広告塔)、LAN配線 など
	建物付属設備 自家用発電設備、受変電設備、給排水設備、消火装置、内装・内部造作、プレハブ等の簡易な建物で基礎がないもの など
機械及び装置	各種製造加工設備、電気通信事業用設備、建設機械、印刷機械、立体駐車場設備、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く) など
船舶・航空機	ボート、ヨット、遊漁船、ヘリコプター など
車両及び運搬具	大型特殊自動車 など (トラクタ等の農耕用自動車、フォークリフト等の特殊自動車のうち、自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体でないもの)
工具・器具及び備品	各種工具、金型、陳列ケース、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、事務機器、医療機器、厨房用品、娯楽用器具、自動販売機 など

<償却資産の具体例(業種別)>

業種	対象となる主な償却資産の例 ※
共通	駐車場・舗装路面[10 アスファルト敷又は 15 コンクリート敷], 外灯[10], 外構[10 金属製又は 15 コンクリート製], 看板[20 金属製又は 10 その他], キュービクル[15], 屋外給排水設備・屋外ガス設備・電力引込設備[15], LAN 配線[10], ネオンサイン[3], 太陽光発電施設(屋根材と一体型を除く)[17], 蓄電池設備[6], パソコン[4], コピー機[5], 壁掛けエアコン[6], 事務机[15 金属製又は 8 その他], 応接セット[8], キャビネット[15], 金庫[5 手提げ又は 20 その他], レジスター[5], 日よけ[15 金属製又は 8 その他]など
製造業	金属製品製造加工機械[10], 食料品製造加工機械[10], 繊維工業用設備[7], はん用機械器具製造業用設備[12], 測定・検査工具[5], 治具・取付工具[3] など
印刷業	デジタル印刷システム設備[4], 製本業用設備[10], その他印刷関連設備[10] など
建設業	ブルドーザー, パワーシャベル, フォークリフト等の大型特殊自動車[8], 発電機[15] など
娯楽業	パチンコ機[2], スポーツ具[3], 両替機[5], カラオケ機器[5], スクリーン設備・音響機器[5] など
飲食店業	厨房設備[5], テーブル・椅子[5], カウンター[5], テレビ[5], カラオケ機器[5], 冷凍庫・冷蔵庫・ガスレンジ[6] など
理容・美容業	理容・美容椅子[5], 洗面設備[5], 消毒殺菌機[5], パーマ器[5], サインポール[3] など
医院・歯科業	医療機器(レントゲン装置, 手術機器, 歯科診療ユニット, ファイバースコープなど)[6], 消毒滅菌用機器[4], ベッド[5], 待合用椅子[8] など
小売業	陳列ケース[6 冷凍又は冷蔵機能付き又は 8 その他], 冷蔵ストッカー[4], 自動販売機[5], 冷蔵冷凍庫[6], 電子秤[5] など
クリーニング業	洗濯機[13], 脱水機[13], 乾燥機[13], プレス機[13], 給排水設備[15] など
不動産貸付業 (アパート経営業)	受変電設備[15], 外構工事(門・堀・フェンス・緑化施設など)[10~20], 駐車場舗装[10 又は 15], 屋外電気・給排水・ガス設備[15], 自転車置場・ゴミ置場・宅配ボックス・物置[10], 備付エアコン[6], 防犯カメラ[6] など
駐車場業	受変電設備[15], 駐車場管理システム[5], 舗装路面[10 又は 15] など
農業	ビニールハウス・倉庫・温室(家屋として評価されるものを除く)[14], 農機具(田植機・トラクター・コンバイン・耕耘機・乾燥機・脱穀機・収穫機など)[7], 精米機[5], ドローン[7 農薬散布用] など
宿泊業	宿泊用機械及び装置(厨房機器・洗濯機・ボイラー等)[10], ベッド[8], 室内装飾品[15 金属製又は 8 その他] など

※[]内の数字は資産の標準的な耐用年数です。利用用途や素材によって異なる場合がありますので、詳細は耐用年数表をご確認ください。

1. 申告の対象となる資産

毎年1月1日(賦課期日)時点で事業の用に供することができる資産が対象となります。

- 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。
 - ・簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)
 - ・建設仮勘定で経理されている資産
 - ・遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
 - ・未稼働資産(まだ稼働していないが、すでに完成している資産)
 - ・決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- 赤字決算等のために減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能なもの
- 資本的支出としての改良費
- 割賦購入資産で割賦代金の完済していないものであっても、既に事業の用に供している資産
- 他の事業者に貸付けている資産
- 事業主がその従業員の利用に供するために設置している福利厚生施設
- 建物勘定(建築設備を含む。)に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

(賃借人が賃借している家屋に施した内装・造作及び建築設備、特定の生産又は業務の用に供される設備 等)

2. 申告の対象外となる資産

- 自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるもの
- 無形減価償却資産(特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなど)
- 繰延資産(開業費、開発費など)
- 棚卸資産(貯蔵品、商品など)
- 書画、骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは対象です。)
- 生物(ただし、観賞用、興行用などの生物は対象です。)

《参考》

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く)は申告対象となりますので、ご注意ください。

- ①取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金に算入したもの
- ②取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して即時償却し損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①一時損金算入	申告対象外			
②3年一括償却		申告対象外		
③リース資産(ファイナンスリース)		申告対象外	申告対象	
④中小企業特例		申告対象		
⑤個別減価償却(法人のみ)			申告対象	

* 債却資産の申告について

1. 申告が必要な方

令和8年1月1日(賦課期日)時点で、矢掛町内に土地・家屋以外の事業用資産(債務資産)を所有している方(法人・個人)は、地方税法第383条により申告することが必要です。

※次の方も申告が必要ですのでご注意ください。

- ・矢掛町内に太陽光発電設備を所有している方
- ・不動産経営(アパート、駐車場等)をしている方
- ・建物を借りて事業をしている方

2. 提出書類

○本年度から始めて申告する方(初めて申告書が届いた方)

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書
注意点	<ul style="list-style-type: none">・令和8年1月1日時点で、矢掛町内に所有している債務資産を全て申告してください。・債務資産をお持ちでない場合も、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し、提出してください。

○前年度に申告している方 ※eLTAX 申告の方は後述

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書(全資産用)※前年度に申告された資産が印刷されたもの・種類別明細書(増加資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・前年中に増加・減少した資産を、それぞれの種類別明細書に記入してください。減少資産は、種類別明細書(全資産用)に記載されている行を朱線で消し、事由欄に減少理由の番号を記載してください。・前年以前に取得した申告もれ資産、他自治体から移動してきた資産は種類別明細書(増加資産用)に記入してください。・種類別明細書(全資産用)は、修正したページだけでなく全ページを提出してください。・<u>増加、減少した資産がない場合も、申告の必要があります。</u>申告書の備考欄に「<u>増減なし</u>」又は「<u>異動なし</u>」と記入し、提出してください。

○廃業、解散、営業譲渡をした方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書(全資産用)※前年度に申告された資産が印刷されたもの・廃業等したことを証する書類の写し(廃業届など)
注意点	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。・営業譲渡をした場合は、譲渡先も記入してください。

○電算システム、電子申告(eLTAX)による全資産申告をする方

提出書類	・償却資産申告書 ・全資産種類別明細書
注意点	・令和8年1月1日時点で、矢掛町内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・電算システムによる独自様式で申告する場合は、全国的に統一された第26号様式ベースにより申告してください。 ・固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行ってください。

○太陽光発電設備を新設した方

上記の提出書類に加え、①電気事業者と締結している「太陽光発電からの電力受給契約」の写し、
②土地内設備配置図を添付してください。

○課税標準の特例が適用される償却資産を所有する方

上記の提出書類に加え、関係法令の規定による提出書類を添付してください。
また、償却申告書の該当資産に特例対象資産であることを明記してください。

○個人番号(マイナンバー)を記載した申告書を提出する方

上記の提出書類に加え、本人確認資料の写しを添付してください。

3.申告書の提出期限

令和8年2月2日(月)

4.申告書の提出先

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

矢掛町役場 税務課 資産税係

※電子申告(eLTAX) 又は 郵送での申告にご協力ください

eLTAX ホームページ ➡ <http://www.eltax.jp/>

5.申告時のお願い

- 該当する資産がない場合又は前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」に所定の事項 及び 備考欄にその旨（「該当資産なし」又は「増減なし」）を記載いただき、必ず提出してください。
- 社名変更、事業所の転入・転出、休業・廃業・解散等についても、異動内容がわかるように備考欄に記載してください。
- 固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日です。事業年度末以降、賦課期日までの資産の増減についても申告もれのないようご注意ください。
- 申告書を郵送される場合で、受付印のある申告書の控えが必要な方は、提出用と控用を別々に綴じた上で、返送先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

6.申告をされない方、虚偽の申告をされた方

- 正当な理由がなく申告されない場合には、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。
- 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。
- 課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

7.調査協力のお願い

- 矢掛町では、課税の公平・適正化を図るため、地方税法の規定に基づき、償却資産の実地調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
また、所得税又は法人税に関する書類について、該当する税務署等で閲覧等を行うことがあります。
- 調査の結果等により、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、資産の取得時期に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

8.申告書等の書き方

(1) 償却資産申告書

欄	記入の仕方
1 住所	住所及び電話番号を記載してください。
2 氏名	氏名、ふりがなを記入してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。また、屋号があれば記載してください。
3 個人番号又は法人番号	個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。
4 事業種目	事業の種目を具体的に記載してください(例えば、ミシン製造業、自動車販売業等)。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
6 この申告に応答する者の 係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等がいる場合は、その氏名及び電話番号を記載してください。
8 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 「有」の場合は、確認書類を添付してください。
9 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 「有」の場合は、確認書類を添付してください。

10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 「有」の場合は、確認書類を添付してください。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 「有」の場合は、確認書類を添付してください。
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	住所と資産の所在地が異なる場合、または、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載してください。
16 借用資産	借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
17 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。
18 備考	次のような事項を記載してください。 ①「耐用年数の短縮の承認通知書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日 ④その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項
取得価格	・前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 ・前年中に取得したもの(ハ) 前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 ・計((イ) - (ロ) + (ハ))(ニ) (イ) - (ロ) + (ハ)によって算出した、取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
評価額	電算システム、電子申告(eLTAX)による申告を行う場合は、合計額を資産の種類別に記載してください。町から送付する申告書による申告を行う場合は、記載する必要はありません。
決定価格	
課税標準額	

(2) 種類別明細書(減少資産分)

前年中に減少した資産がある場合、ご記入ください。

全資産が記載されていますので、該当の資産を二重線で消して下さい。

欄	記入の仕方
事由	当該償却資産が減少した事由(11 売却, 12 減失, 13 移動, 14 その他)を番号で記載してください。

(3) 種類別明細書(増加資産分)

前年中に取得した資産がある場合、ご記入ください。

欄	記入の仕方
資産番号	記載する必要はありません。
種類	次の区分により、数字で記載してください。 1 構築物, 2 機械及び装置, 3 船舶, 4 航空機, 5 車両及び運搬具, 6 工具, 器具及び備品
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。
数量	資産の数量を記載してください。
取得時期	資産を実際に取得した年月を記載してください。 (年号:1 明治, 2 大正, 3 昭和, 4 平成, 5 令和)
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1, 別表第2, 別表第5 及び別表第6 に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
取得価格	当該資産の取得価格を記載してください。固定資産の評価上、「事業専用割合による按分」及び「圧縮記帳」は認められていません。
減価残存率	下記の減価残存率表により、耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの①	前年前取得のもの②		前年中取得のもの①	前年前取得のもの②		前年中取得のもの①	前年前取得のもの②
2年	0.658	0.316	11年	0.905	0.811	21年	0.948	0.896
3年	0.732	0.464	12年	0.912	0.825	22年	0.950	0.901
4年	0.781	0.562	13年	0.919	0.838	23年	0.952	0.905
5年	0.815	0.631	14年	0.924	0.848	24年	0.954	0.908
			15年	0.929	0.858	25年	0.956	0.912
6年	0.840	0.681	16年	0.933	0.866	26年	0.957	0.915
7年	0.860	0.720	17年	0.936	0.873	27年	0.959	0.918
8年	0.875	0.750	18年	0.940	0.880	28年	0.960	0.921
9年	0.887	0.774	19年	0.943	0.886	29年	0.962	0.924
10年	0.897	0.794	20年	0.945	0.891	30年	0.963	0.926

本年度評価額	次の算式によって計算した償却資産の価格を記載してください。 取得価格 × 減価残存率
本年度課税標準額	記載の必要はありません。
事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由を番号で記載してください。 (01 新品取得, 02 中古品取得, 03 移動による受け入れ, 04 その他)

* 債却資産の評価と課税

1.評価の方法

固定資産税における償却資産の評価は、個々の資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、資産を1件ごとに次の方法で計算し評価額を算出します。

■前年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日)に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \text{減価残存率Ⓐ} = \text{評価額}$$

■前年前(令和7年1月1日以前)に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率Ⓑ} = \text{評価額}$$

※以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※取得価額は原則として国税の取扱いと同様です。

〈評価額の計算例〉

取得価額50万円、取得年月令和7年9月、耐用年数10年の看板の場合

$$\text{令和8年度 } 500,000 \text{ 円} \times 0.897 = 448,500 \text{ 円}$$

$$\text{令和9年度 } 448,500 \text{ 円} \times 0.794 = 356,109 \text{ 円}$$

$$\text{令和10年度 } 356,109 \text{ 円} \times 0.794 = 282,750 \text{ 円}$$

⋮

$$\text{令和19年度 } 35,462 \text{ 円} \times 0.794 = 28,156 \text{ 円}$$

$$\text{令和20年度 } 28,156 \text{ 円} \times 0.794 = 22,355 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$$

※令和20年度で算出額が取得価額の5%(25,000円)より小さくなりますので、それ以後事業の用に供される間は25,000円で評価されます。

2.税率及び税額の計算方法

$$\text{年税額(100円未満切捨)} = \text{課税標準額(1,000円未満切捨)} \times \text{税率(1.4/100)}$$

○税率は、1.4/100です。「1評価の方法」において計算し、求めた評価額の合計が決定価格となります。

課税標準の特例の適用がない場合は、決定価格がそのまま課税標準額となります。

○全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、課税標準額が150万円未満であっても、償却資産の申告は必要です。

3.納期

年4回(5月・7月・11月・翌年2月)の分割納付です。納税通知書は5月中旬に郵送します。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について遡って課税となった場合の納期は、納税の通知がされた直近の納期1回での納付となります。

4.課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定される一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。特例適用を受ける資産がある場合には、「種類別明細書(増加資産、全資産用)」の摘要欄に記載するとともに、確認できる書類を添付してください。

5.課税免除

過疎法及び地域未来投資促進法に規定される一定の要件を満たす償却資産については、申請により課税が免除されます。課税免除の適用を受ける場合には、別途、課税免除申請書の提出が必要です。申告書とあわせて期限までにご提出ください。

*よくあるお問い合わせ

Q. 資産の増減がない場合や免税点未満の場合でも、毎年申告が必要ですか？

A. 必要です。

地方税法の規定により、資産に異動(増減・移動等)がない場合であっても、免税点未満であっても、事業を継続し、償却資産を保有している限り、毎年申告していただく必要があります。

Q. 税務署へ確定申告をしていますが、償却資産の申告もする必要がありますか？

A. 税務署への申告は国税(所得税)に関するものであり、本町への申告は地方税(固定資産税)に関するものです。確定申告における減価償却対象資産と固定資産税の償却資産申告対象資産で一部取扱いが異なるものもあるため、それぞれに申告が必要です。

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額(1円)まで減価償却が終わった資産も償却資産の申告をする必要がありますか？

A. 債却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある間は償却資産申告をしていただく必要があります。なお、償却資産の評価額の最低限度額は取得価格の5%です。

Q. 確定申告で事業専用割合を50%として申告している減価償却資産は、償却資産申告の取得価格を実際の取得価格の50%にして申告すればよいですか？

A. 債却資産申告では、取得価格の総額(100%)を申告してください。固定資産税(償却資産)では、一部でも事業の用に供している資産は、その取得価格の総額が課税対象となります。

【お問い合わせ先】

岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

矢掛町役場 税務課 資産税係

Tel (0866) 82-1030 内線 125